

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社原工務所

業者の住所：島根県江津市敬川町1306-3

2 指名停止措置期間：令和3年12月9日から同年12月22日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

株式会社原工務所は、元請けとして施工した、令和元年度浜田河川国道事務所発注「国道9号江川橋外橋梁補修工事」の吊り足場設置において、夜間作業での投光器の段取り替えを行っていたところ、作業床の端付近にいた下請の作業員が開口部から河川に墜落し死亡する工事関係者事故が発生したことに関し、同社及び監理技術者が、元請けとして安全管理及び安全対策が不十分であったとして、令和3年9月7日に松江地方裁判所から罰金刑を受けた。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

指名停止措置要領 付表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内